

三浦市海岸保全区域に係る占用料等に関する条例

(平成12年三浦市条例第5号)

別表(第2条関係)

| 区分 | | 単位 | 金額 |
|-------------------------|---|------------------|---|
| 占用 | 通路、作業場、材料置場その他原状のまま使用するもの | 占用面積1平方メートル1年につき | 130円 |
| | 倉庫、物置、小屋、栈橋、橋りょうその他の工作物(次の各項に掲げるものを除く。) | | 260円 |
| | 住宅、事務所及び工場 | | 380円 |
| | 海水浴施設、売店、休憩所及びバンガロー | | 1,560円 |
| | 係船くい及び信号柱 | 1基1年につき | 640円 |
| | 鉄塔 | 占用面積1平方メートル1年につき | 730円 |
| | 電柱、電話柱、支線柱及び支線並びにその他の柱類 | | 三浦市道路占用料条例(昭和49年三浦市条例第28号)第3条第3項及び別表の規定を準用する。 |
| | 看板 | | |
| 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件 | | | |
| 土石の採取 | | 1立方メートルにつき | 300円 |

- 備考 1 占用料が面積又は長さを単位として定められているもので、その面積又は長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートルに満たないとき、又はそれらに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、それぞれの満たない面積若しくは長さ又は端数の面積若しくは長さは、切り捨てて計算する。
- 2 土石の体積が1立方メートルに満たないとき、又はこれに1立方メートル未満の端数があるときは、その満たない体積又は端数の体積は、1立方メートルとして計算する。
- 3 占用料が年を単位に定められているもので、その占用の期間が1年に満たないとき、又はこれに1年未満の端数があるときは月割りをもって計算し、なお1月未満の端数があるときはその端数は1月として計算する。ただし、海水浴施設及びバンガローについては、日割りをもって計算する。
- 4 占用の期間が1月に満たないときの占用料は、この表の規定により算出した額とその額に消費税法(昭和63年法律第108号)第29条の税率と当該税率に地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83の税率を乗じて得た率を合計した率を乗じて得た額との合計額とする。